

令和9年度入札契約制度の改正について

令和8年9月29日

適切な価格転嫁及びダンピング受注の防止対策として、次のとおり委託（測量，建築関係建設コンサルタント業務，土木関係建設コンサルタント業務，地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を除く。），修繕（建設工事に該当するものを除く。）及び役務（以下「委託等」という。）並びに小規模工事に最低制限価格制度を導入します。

なお，令和9年4月1日以降に公告等を行う契約を対象とします。

1 請負契約に係る委託等

対象の入札において，最低制限価格未満の価格の入札は，失格とします。

① 対象

請負契約に係る委託等（WTO対象契約を除く）の入札

② 最低制限価格

許容価格の3分の2

2 小規模工事

対象の見積合わせにおいて，最低制限価格未満の価格の見積りは，無効とします。

① 対象

許容価格が400万円以下の小規模工事（1者見積りを除く）の見積合わせ

② 最低制限価格

許容価格の75%

岡山市財政局財務部契約課

指導係 TEL(086)803-1195

E-mail:keiyaku@city.okayama.jp